

平成27年度定例監査結果概要（上期）

（県公報P1～16）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

1 監査実施所属数 上期分142所属（年間定例監査対象所属数260所属）

2 監査対象期間 平成26年度

3 監査の実施期間 平成27年4月20日～平成27年9月7日

4 監査の方法

定例監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

定例監査を効果的に実施するため、重点的に監査を行う事項（以下「重点事項」という。）を定めて監査を実施しており、今年度は「庁舎等の管理業務及び業務委託契約における長期継続契約は適切に行われているか。」を重点事項及び行政監査として定例監査と併せて実施している。

5 監査結果処理区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの
- ・意見 監査の結果に基づき、組織及び運営の合理化等に資すると認められる事項

6 監査の結果

指摘事項、指導事項、注意事項、意見とした区分の集計は、次のとおりである。

（区分毎の内訳は、別添県公報を参照）

指摘事項4件、 指導事項144件、 注意事項21件 合計 169件

7 指摘事項の概要（詳細は別添県公報のとおり）

著しく不適切な事務処理と認められるものが4所属で4件あった。

（1）[医務課]（県公報 6ページ）

医師海外留学資金の貸与契約において、2か年度にわたり支給する契約を行っていたが、債務負担行為の事務手続きが行われていなかった。（予算）

（2）[健康増進課]（県公報 6ページ）

平成24年度山梨県肝がん予防検診促進事業費補助金について、交付要綱第4条第1項第6号に定める消費税等の仕入れ控除税額に係る事業者からの報告が平成25年度中に提出されていなかった。また、平成25年5月に税額が確定していたにもかかわらず、報告書の提出が平成27年3月であったため、確定した補助金の一部返還の調定も6か月以上遅延していた。（収入）

(3) [農業技術課] (県公報 10ページ)

昨年度の定例監査において、青年就農給付金交付事業費補助金の研修中止に伴う返還金に係る収入未済について「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に基づく督促状の発付が遅延していたことにより、指導事項とした。今年度の監査においても登録品種の利用権の許諾に係る利用料について、督促状の発付が遅延しており、昨年度指導事項としたことが改善されていなかった。(収入)

(4) [中北建設事務所(本所)] (県公報 12～13ページ)

消防法で6か月に1回行うことが義務づけられている消防用設備等の機器点検が、年1回しか実施されていなかった。(重点事項)

8 指導事項の内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 収入(45件) | 収入未済(32件)など |
| (2) 支出(13件) | 支出の際の検収が不十分であったものなど |
| (3) 給与(12件) | 所得税の源泉徴収税額の誤り(2件)など |
| (4) 物品(8件) | 郵便切手類受払簿への記載誤り(2件)など |
| (5) 財産(22件) | 取得用地の未登記(10件)など |
| (6) 契約(28件) | 長期継続契約の対象となる委託契約について、出納局への協議が行われていなかったもの(18件)など |
| (7) 工事(14件) | 段階確認に係る提出書類の不備や記載誤り(5件)など |
| (8) 重点事項(2件) | 設備に係る機器点検が法定期間内に実施されていないもの |

9 注意事項の主な内容

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 支出(5件) | 支出区分の誤り(3件)など |
| (2) 契約(7件) | 契約書に貼付された印紙税額の誤り(4件)など |
| (3) 工事(5件) | 下請契約書等の記載誤り(3件)など |